

第165回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

大手門パインビル
2階会議室

福岡市中央区大手門一丁目1番12号

目次

■第165回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第2号議案 会社法改正に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬枠再設定の件	
第3号議案 会社法改正に伴う監査等委員である取締役に対する株式報酬枠再設定の件	
■添付書類	
事業報告	20
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染が広がっております。

本株主総会における対応につきましては、本紙2ページをご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、ご来場の株主様へのお土産の配布につきましては、中止とさせていただきます。

何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

(証券コード1518)
2021年5月27日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号
三井松島ホールディングス株式会社
代表取締役社長 吉 岡 泰 士

第165回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第165回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本年の株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利となります。ご来場いただく他に、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月17日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区大手門一丁目1番12号
大手門パインビル 2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第165期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第165期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 会社法改正に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬枠再設定の件
 - 第3号議案 会社法改正に伴う監査等委員である取締役に対する株式報酬枠再設定の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

2. 本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-matsushima.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-matsushima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催に向けた当社の対応を、以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・本株主総会に出席する取締役、執行役員および運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・受付付近に検温器、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場の座席は、従来よりも間隔を空けた座席配置などを検討しており、例年よりも座席数が減少する見込みです。これに伴い十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・本株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間でを行う予定であります。
- ・本株主総会では、お土産の配布は中止させていただきます。また、お飲み物のご提供も中止させていただきます。

2. 株主様へのお願い

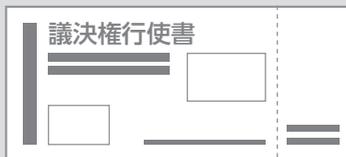
- ・感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによる議決権行使を是非ご利用いただき（詳細は次頁のとおりです）、当日までの健康状態にかかわらず、本年は株主総会当日のご出席を見合わせていただくことをご検討ください。
- ・株主総会にご来場される株主様におかれましては、受付での検温、アルコール消毒液の使用、マスクの着用をお願いいたします。
- ・体温が37.5℃以上ある場合やその他体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく等、株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-matsushima.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

以上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限ります）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会開催日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時

書面またはインターネットによる議決権行使の場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時30分行使分まで

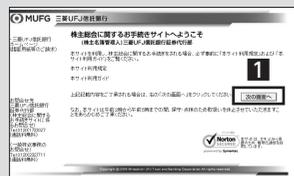
インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください→

機関投資家の
皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる行使方法 2021年6月17日(木曜日)午後5時30分行使分まで

1 議決権行使サイトへ
アクセス
[https://evote.
tr.mufg.jp/](https://evote.tr.mufg.jp/)

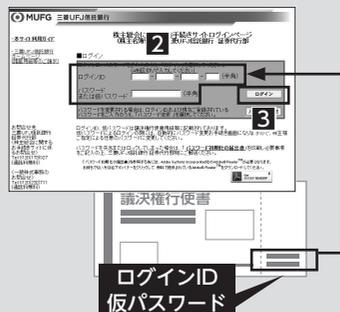


1 「次の画面へ」をクリック



QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、上記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

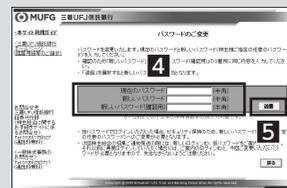
2 ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録



4 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄および「新しいパスワード(確認用)」入力欄の全てに入力
(パスワードはお忘れにならないようにご注意ください。)

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、**下記ヘルプデスク**にお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	性別	取締役会出席率	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	くしま しんいちろう 申 間 新 一 郎 再任	男性	100% (14回/14回)	代表取締役会長 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役 株式会社ケイエムテイ 取締役
2	よしおが たいし 吉 岡 泰 士 再任	男性	100% (11回/11回)	代表取締役社長 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 三生電子株式会社 取締役 株式会社システックキョーワ 取締役
3	ひがき ひろのり 檜 垣 博 紀 再任 社外 独立	男性	100% (11回/11回)	社外取締役 株式会社九電工 常勤顧問
4	すがの ゆり 菅 野 百 合 新任 社外 独立	女性	—	西村あさひ法律事務所 パートナー 公益財団法人AOKI財団 評議員

吉岡泰士氏、檜垣博紀氏の取締役会出席状況は、2020年6月19日の取締役就任以降のものです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	くしましんいちろう 申間 新一郎 (1951年6月4日) 性別：男性	1975年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1995年2月 同行国際企画部 詰 インドネシアさくら銀行副社長 1999年10月 同行鹿児島支店長 2004年4月 株式会社ベルデ九州取締役管理本部長 2005年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 2007年6月 当社取締役 専務執行役員 2008年4月 当社取締役 副社長執行役員 2008年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2014年6月 当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役 株式会社ケイエムティ 取締役	19,000株
（取締役候補者とした理由） 申間新一郎氏は、当社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、経営責任者として、財務体質の改善・強化、石炭事業に依存しない事業ポートフォリオ策定を積極的に推進することで収益の安定化・多様化を図り、これまでの当社グループの成長を牽引してまいりました。また、議長として取締役会を統理して各議案に対する審議の充実を図り、適正な意思決定の確保に主導的な役割を果たしております。 このように同氏は当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監督できる経験および能力を有しており、同氏の幅広い視野と、柔軟な思考・判断力により、当社グループの益々の成長が期待できると判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	<p>よしおか たいし 吉岡 泰士 (1969年6月13日) 性別：男性</p>	<p>1992年11月 J.P.モルガン証券会社東京支店（現J.P.モルガン証券株式会社）入社 1995年6月 プルデンシャル生命保険株式会社入社 2001年10月 デロイトトーマツFAS株式会社入社 2007年1月 GCA株式会社入社 2013年7月 当社入社 海外業務部 部長 経営企画部 部長 兼務 2014年7月 当社経営企画部 部長 2017年4月 当社執行役員 経営企画部長 2018年4月 当社常務執行役員 経営企画部長 2019年4月 当社常務執行役員 経営企画部担当 2020年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 三生電子株式会社 取締役 株式会社システックキョーフ 取締役</p>	2,200株
<p>（取締役候補者とした理由） 吉岡泰士氏は、長年にわたるM&Aアドバイザー業務の豊富な経験と知見を有しており、2013年7月に当社入社後は主に経営企画部門においてM&Aを主導し、昨年からは代表取締役社長として当社の中期経営計画の着実な実行を牽引し、当社事業の収益の安定化・多角化に貢献してまいりました。 同氏の培ってきた幅広く深い知見・洞察力と、力強い変革力は、当社グループの成長を推進するために必要不可欠であり、同氏が代表取締役社長としてグループ全体を指揮することで当社グループの企業価値向上に大いに貢献することが期待できると判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	<p>ひがきひろのり 檜垣博紀 (1951年7月7日) 性別：男性</p>	<p>1974年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社 1993年7月 同社 総務室長 1995年7月 同社 秘書室長 1999年4月 同社 原料部長 2008年7月 株式会社九電工 入社 2009年4月 同社 執行役員 2010年9月 株式会社バイサイドプレイス博多 代表取締役社長（現任） 2012年5月 株式会社九電工 上席執行役員 2013年4月 同社 常務執行役員 2013年6月 同社 取締役 常務執行役員 2015年4月 同社 取締役 専務執行役員 2017年6月 同社 代表取締役 副社長執行役員 2020年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社九電工 常勤顧問</p>	900株
<p>（社外取締役候補者とした理由および期待される役割） 檜垣博紀氏は、これまで日本を代表する企業の組織運営の経験や経営全般を担当する経営者としての経験を有しておられます。昨年からは当社の社外取締役として取締役会等に出席し、経験に裏打ちされた実践的・多角的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただいております。</p> <p>同氏には引続き、その卓越した企業経営の経験と、それにより培われた経営者視点からの幅広い知見によって、当社の業務執行に関する適切な助言・監督を行っていただくことが期待できる為、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>（独立性に関する事項） 当社は、檜垣博紀氏を、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合、引続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	菅野百合 (戸籍上の氏名) 柳川百合 (1976年6月1日) 性別：女性	<p>2003年10月 弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所 入所</p> <p>2007年9月 西村あさひ法律事務所 入所</p> <p>2012年9月 GCA株式会社 出向 (～2013年11月)</p> <p>2016年1月 西村あさひ法律事務所 パートナー (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>西村あさひ法律事務所 パートナー 公益財団法人AOKI財団 評議員</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>菅野百合氏は、国内最大規模の法律事務所においてM&A、事業再生・倒産案件に加え労働法を専門とし、国内案件のみならず、国際案件にも多数関与し、豊富かつ幅広い経験を有しておられます。</p> <p>同氏には、弁護士としての深い法律知識や豊富な経験に基づく高い知見によって、当社の業務執行およびコーポレート・ガバナンスに対する的確かつ適切な助言・監督を行っていただけることが期待できる為、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>(独立性に関する事項)</p> <p>菅野百合氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしていることから、同氏が就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p>			

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 檜垣博紀氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時を以て1年となります。
 - 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者の選任および報酬については、監査等委員会において審議の結果、相当であると判断されました。
 - 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在檜垣博紀氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、菅野百合氏が就任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、当社および当社グループの取締役、執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役、執行役員がその業務につき行った行為に関して損害賠償請求がなされることにより被保険者が被る損害について填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、各候補者の任期中途に当該保険契約の更新を予定しております。
 - 檜垣博紀氏が2020年6月まで取締役に就任していた株式会社九電工において、2016年に福岡県築上町が発注した、し尿処理施設工事に関連し、2019年3月および4月に同社員が起訴され、有罪判決を受けました。同氏は当該事案を認識しておりませんでした。当該事案が判明した後は、調査委員会の委員長として事実関係の調査・関係者に対する処分、コンプライアンス体制の一層の整備・推進、再発防止策の策定を行うなど、取締役として適正にその職務を遂行しております。

第2号議案 会社法改正に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬枠再設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において当社の監査等委員である取締役以外の取締役および執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、今般、2021年3月1日付で会社法が改正されたことに伴い、取締役に対する株式報酬制度について、拠出する金銭の上限額に加え、新たに1事業年度当たりの付与ポイント数（株式数）の上限等を株主総会において決議することが求められることとなりました。そのため、現在の取締役等に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役等に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものです。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることを企図しております。当社としては、かかる目的に照らし、当社の「取締役（監査等委員除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（事業報告〔本招集ご通知31頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（月額17百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役等に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる監査等委員である取締役以外の取締役は4名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案が原案通り承認可決されましても、本制度の対象となる監査等委員である取締役以外の取締役は4名（うち社外取締役は2名）のままで変更はございません。

また、当社の監査等委員会から、本制度の目的、内容等を踏まえ、本制度の導入は妥当であるとの意見表明を受けております。

なお、本制度は、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬のみならず、執行役員に関する報酬についても一体として規定しておりますので、「2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容」以下の説明は、両者をあわせた制度に関する説明となっております。

ります。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役等

(3) 信託期間

2018年8月24日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といいます。また、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。）およびその後の各次期以降対象期間（以下、「当初対象期間」および「次期以降対象期間」を総じて単に「対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、102百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式54,400株を取得しております。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに102百万円（監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）分として63百万円、社外取締役分として6百万円、執行役員分として33百万円）を上限として追加拠出を行います。

ただし、次期以降対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）お

よび金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、上述の上限額から、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）を控除した額をもって、当該次期以降対象期間に関し、当社が本信託に追加拠出することができる金銭の上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等（社外取締役を除く。）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントが付与され、社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）31,000ポイント、社外取締役3,000ポイント、執行役員16,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（50,500株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.39%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載の

ところによって定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、自己都合以外の事由により取締役等を退任する場合には、役員株式給付規程の定めに従い、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

上記にかかわらず、株主総会決議等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

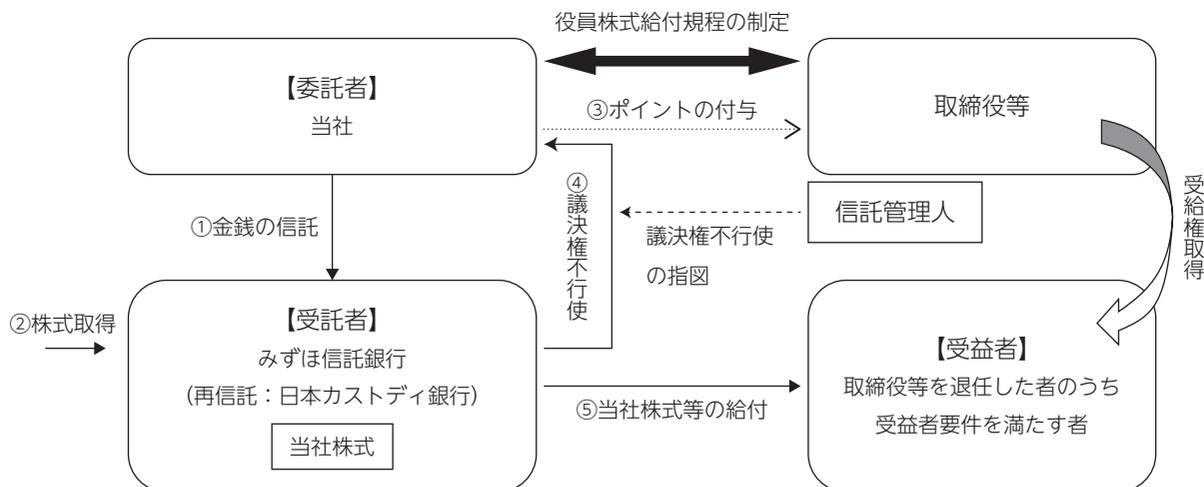
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ② 本信託は、①で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ③ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ④ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第3号議案 会社法改正に伴う監査等委員である取締役に対する株式報酬枠再設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、今般、2021年3月1日付で会社法が改正されたことに伴い、取締役に対する株式報酬制度について、拠出する金銭の上限額に加え、新たに1事業年度当たりの付与ポイント数（株式数）の上限等を株主総会において決議することが求められることとなりました。そのため、現在の監査等委員に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、監査等委員に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものです。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを企図しており、当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会においてご承認をいただきました監査等委員の報酬額（月額5百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の監査等委員に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、監査等委員の協議にご一任頂きたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる監査等委員は3名です。

また、本制度の導入について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、本制度の目的、内容等を踏まえ、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、監査等委員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、監査等委員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として監査等委員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者
監査等委員

(3) 信託期間

2018年8月24日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といいます。また、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。）およびその後の各次期以降対象期間（以下、「当初対象期間」および「次期以降対象期間」を総じて単に「対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の監査等委員への交付を行うための株式の取得資金として、9百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす監査等委員を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式4,800株を取得しております。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに9百万円を上限として追加拠出を行います。

ただし、次期以降対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して監査等委員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、監査等委員に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、上述の上限額から、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）を控除した額をもって、当該次期以降対象期間に関し、当社が本信託に追加拠出することができる金銭の上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 監査等委員に給付される当社株式等の数の上限

監査等委員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、4,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、監査等委員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、監査等委員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(4,500株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.03%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる監査等委員のポイント数は、原則として、退任時まで当該監査等委員に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

監査等委員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該監査等委員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、自己都合以外の事由により監査等委員を退任する場合には、役員株式給付規程の定めに従い、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

上記にかかわらず、株主総会決議等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

監査等委員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

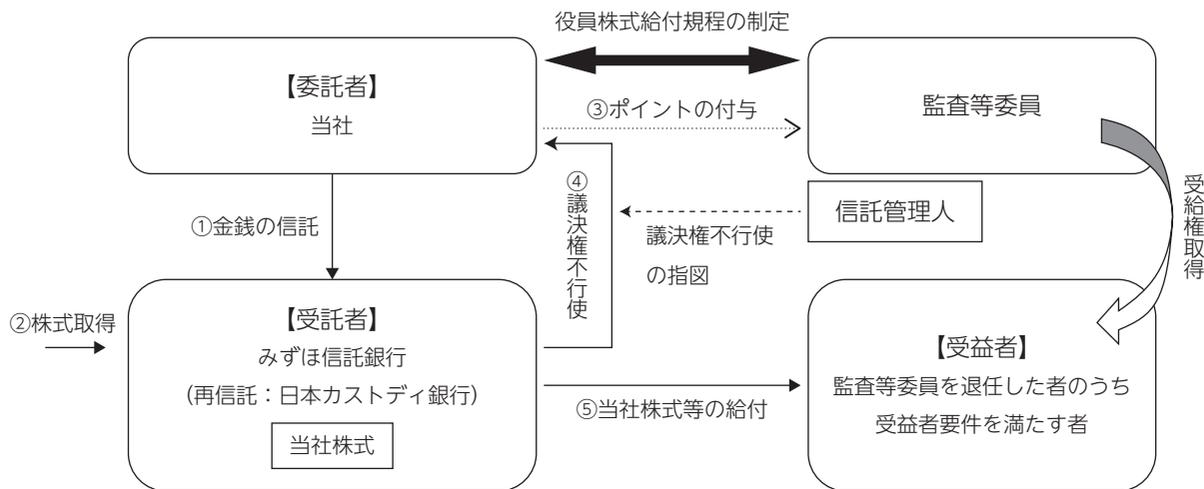
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する監査等委員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により監査等委員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ② 本信託は、①で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ③ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき監査等委員にポイントを付与します。
- ④ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 本信託は、監査等委員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、監査等委員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の業績につきましては、生活関連事業における株式会社ケイエムテイ（ペット分野）、三生電子株式会社（電子部品分野）および株式会社システックキョーワ（住宅関連部材分野）の子会社化による増収があったものの、エネルギー事業の石炭販売分野における石炭価格の下落などにより、売上高は57,378百万円と前年同期比9,218百万円（13.8%）の減収となりました。

営業利益は、エネルギー事業の石炭生産分野における石炭価格の下落などにより、1,946百万円と前年同期比794百万円（29.0%）の減益となりました。

経常利益は、営業外費用に支払利息177百万円を計上したものの、営業外収益に為替差益561百万円および雇用調整助成金319百万円を計上したことなどにより、3,020百万円と前年同期比24百万円（0.8%）の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、特別損失に減損損失3,921百万円および投資事業損失692百万円を計上したことならびに税金費用1,052百万円を計上したことなどにより、3,035百万円の純損失（前年同期は2,292百万円の純利益）となりました。

当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

なお、次の事業別の概況における売上高は、セグメント間取引消去前の金額であります。

【エネルギー事業】

売上高は、石炭販売分野における石炭価格の下落などにより、32,985百万円と前年同期比8,025百万円（19.6%）の減収となりました。セグメント利益は、石炭生産分野における石炭価格の下落などにより、1,612百万円と前年同期比1,679百万円（51.0%）の減益となりました。

【生活関連事業】

売上高は、前連結会計年度末における株式会社エムアンドエムサービスの株式売却ならびに当連結会計年度における新型コロナウイルス感染拡大の影響による衣料品分野での販売減少などにより、23,080百万円と前年同期比1,135百万円（4.7%）の減収となったものの、セグメント利益は、株式会社ケイエムテイ（ペット分野）、三生電子株式会社（電子部品分

野) および株式会社システックキョーワ (住宅関連部材分野) の子会社化などにより、1,572百万円と前年同期比769百万円 (95.9%) の増益となりました。

【その他の事業】

売上高は1,341百万円と前年同期比31百万円 (2.4%) の増収となり、セグメント利益は145百万円と前年同期比86百万円 (149.0%) の増益となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは長年にわたり石炭生産・石炭販売 (現在では海外、特に豪州での炭鉱事業が主体) を中心としたエネルギー事業を展開してまいりました。一方で、これらの石炭関連事業は石炭の需要や価格、為替変動により大きく収益が左右されることから、石炭相場や為替変動等の影響を受けにくい事業分野への進出を経営の重要課題と位置付け、積極的なM&A投資を実施し、収益基盤の安定化・多様化に取り組んでまいりました。

特に近年では、世界規模での環境保護意識の高まりを背景に、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが国家・企業・投資家の枠組みを越えて加速するなど、石炭関連事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増しております。加えて、新型コロナウイルス感染症は依然として終息の見通しが立っておらず、国内景気は引き続き低迷を余儀なくされることも懸念されます。

このような状況下、当社では中期経営計画の実行によって、石炭生産分野の収益に頼らない安定的かつ多面的な収益基盤を確立することを課題とし、新型コロナウイルス感染症による国内景気の低迷の影響を受ける事業については、事業構造を再構築することにより、コロナ禍でも収益を確保できる体制づくりに取り組んでまいります。

当企業集団における各事業の課題は、次のとおりであります。

① エネルギー事業

【石炭販売分野】

優良需要家とのネットワークを効率的に活用した営業活動を展開するとともに、顧客ニーズに対応した新規取扱銘柄の開拓、仕入ソースの拡大に努めてまいります。

【石炭生産分野】

当面は底堅い石炭需要が見込めることから、良質な石炭を産する豪州リデル炭鉱における安定操業を通じた収益性向上に努めてまいります。また、2023年の既存鉱区終掘に伴う鉱区延長の準備を着実に進め、権益価値の最大化を目指しますが、取り巻く環境・採算性等を考慮し、早期撤退も選択肢として慎重に検討・判断してまいります。

【再生可能エネルギー分野】

近年、世界規模で地球温暖化などの環境問題に配慮したエネルギーの活用が進められており、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーは国のエネルギー政策において重要な位置を占めるようになってきました。

MMエナジー株式会社は現在稼働中の「メガソーラーつやざき発電所（6MW）」の効率のかつ安定的な運営を図り、今後とも環境貢献と収益確保の両立に努めてまいります。

② 生活関連事業

【飲食用資材分野】

日本ストロー株式会社は、大手乳業・飲料メーカー等の優良顧客との間で築きあげた安定的な取引基盤をもとに、国内伸縮ストロー市場において圧倒的なシェアを誇るリーディングカンパニーです。

近年、世界的に脱プラスチックの気運が高まる中、環境に配慮した素材を使ったストローの製造・販売を重要な取組課題と位置付け、同社は他社に先駆けてバイオマスプラスチックや海洋生分解性素材等を原料とする各種ストローの開発・量産化を進めてまいりました。今後も取引先の環境対応素材ストローに対する需要は増加を見込んでおり、いち早く需要に対応することで先行者利益を確保しつつ、国内市場を中心に更なる顧客基盤の強化・拡大を図ってまいります。

【衣料品分野】

花菱縫製株式会社は1935年の創業で、「オーダースーツ」の先駆者として国内で初めて重衣料（スーツ・コート等）の工業システム化に成功しました。現在は国内3か所に自社縫製工場を構え、商品開発から生産・販売までの全工程を国内で一貫対応しております。

近年、オフィスウェアのカジュアル化が進むなどビジネス向けスーツに対する需要に陰りが見られていたことに加え、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の影響により、来店者が減少しております。このような状況下、同社では当該事業年度において、新たな市場環境の中でも一定の利益水準を確保していくため、国内2工場を閉鎖、従業員数を半数以下とするなど生産体制の抜本的な見直しを行いました。今後は、顧客の消費動向に合致した商品開発や生産性の向上、Eコマースの拡大等を通じ、顧客から選ばれる企業づくりに努めてまいります。

【電子部品分野】

クリーンサアフェイス技術株式会社は、1977年に国内初のマスクブランクス専門メーカーとして創業以来、液晶パネル・有機EL・電子部品等の製造に用いられるフォトマスクの材料であるマスクブランクスの成膜加工を手掛け、国内外の有力フォトマスクメーカーに販売しております。今後は次世代通信規格5Gや人工知能(AI)等の分野で成長が期待されており、マスクブランクスに対する需要は底堅く推移すると見込んでおります。

更なる収益性の向上に向け、品質改善による歩留まりの向上や最適な生産ラインの構築などに取り組んでまいります。

三生電子株式会社は、あらゆる電子機器に搭載され、特にスマートフォン等の無線接続機器に必要な電子部品である「水晶デバイス」の製造装置および計測機器を製造・構築しております。同社は、水晶デバイスの製造工程のうち組立から検査まで幅広くカバーしたインラインシステムを製造できる国内唯一の装置メーカーであり、①高い技術力、②顧客と

の強固なリレーション、③価格競争力を強みとしております。

足下では、5Gスマートフォンの普及や昨今の巣ごもり需要の高まり等によるパソコン・Wi-Fi機器・ワイヤレスイヤホン等の増勢など、水晶デバイスの需要は高まっております。また今後も、5Gの更なる普及や、自動車のEV化・自動運転支援機能の拡大等により、水晶デバイスの需要は更に拡大することが見込まれ、同社製品および生産システムに対する需要は底堅く推移すると見込んでおります。今後も、水晶デバイスメーカーの旺盛な設備投資意欲に確実に応えることで、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

【事務機器分野】

株式会社明光商会は1960年に日本で初めてシュレッダーの製造販売を開始し、創業以来の実績と独自の技術・ノウハウにより国内オフィス用シュレッダー市場で揺るぎない地位を確立しております。現在では主力のシュレッダーや受付自動案内システムを中心に、リサイクル・環境ソリューションのご提案まで「紙」の枠を超えた事業を展開しております。

2020年3月に、タイの協力工場であるT Secure International Co., Ltd.の株式を14.9%取得しましたが、2022年3月末までに子会社化する予定であり、実質的な製販一貫体制を構築いたします。これによりシュレッダー販売台数の約8割をグループ内で製造することが可能となり、これまで以上に商品の安定供給力を高めるとともに、製造技術を実践的にグループ内で維持・発展させることにより、オフィス用シュレッダー市場での更なるシェア拡大を目指します。

当該事業年度初頭においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機としたテレワークの普及により、オフィス用事務機器に対する需要の減少が一部で見受けられました。しかしながら、足下ではテレワークからオフィス出社への回帰、自治体・金融機関等における「3密」回避に向けた来庁・来店受付体制の見直しの動き、および情報セキュリティに対する企業・個人の意識の高まり等により、主力商品であるシュレッダーや受付自動案内システムの需要は拡大していく見通しです。今後も市場環境を慎重に見極めながら、需要状況に応じた商品開発や組織体制を構築することが課題と認識しております。

【ペット分野】

株式会社ケイエムティは、予防医学に基づいた高品質プレミアムペットフードの企画・販売を行っております。同社は、ヒューマングレードの原材料を使用、添加物・着色料・副産物を不使用とするなど、ペットの健康に配慮した商品を展開していることから、全国のペットブリーダー・動物病院からも高い支持を獲得しており、高品質プレミアムペットフードの市場において強いブランド力と高いシェアを有しております。

今後もペットの「家族化」が一段と進展する中で、高品質プレミアムペットフードの企画・販売を通じ、ペットと共に暮らす心豊かな社会への貢献を目指してまいります。

【住宅関連部材分野】

株式会社システックキョーワは、ドアストッパーや耐震ラッチ等の住宅関連部材の企画・製造・販売を行っております。同社は、企画から金型・成形・組立まで、自社およびタイ現

地法人で一貫生産を行い、大手住宅・建材メーカーとも直販取引による強固な取引関係を構築し、業界内で高いシェアを有しております。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅着工に関する経済指標の落ち込みも一時的に見られますが、将来的には底堅く推移すると見込んでおり、引き続き住宅関連部材市場におけるプレゼンスを維持・向上していけるものと考えております。また、明光商会のシュレッターへの軽量筐体やキャストの提供など、グループ会社との協業によるシナジー創出も図ってまいります。

【介護分野】

MMライフサポート株式会社は、福岡市において2棟のサービス付き高齢者向け住宅の運営と通所介護等の介護事業を行っております。立地利便性に優れた住宅は高い入居率を維持している一方で、従業員の確保やサービス内容に見合った料金体系の構築などを課題として認識しております。

また所有施設においては、居住者の外部接触を必要最低限度に抑制するなどの新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じております。今後も利用者の健康増進と更なる満足度向上に繋がるサービスを提供し、地域社会への貢献を果たしてまいります。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金および自己資金によって賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は1,036百万円であり、主なものはエネルギー事業の石炭生産分野における重機の維持更新などの584百万円、生活関連事業の飲食用資材分野における生産設備増強などの139百万円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数
株式会社ケイエムテイ	普通株式	3,723株
三生電子株式会社	普通株式	9,135株
Square Resources Holding (No.2) Pty Ltd	普通株式	2,550株
株式会社システックキョーワ	普通株式	1,000株

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
三井松島産業株式会社	100百万円	100.0	石炭の販売
MMI ジャパン株式会社	50百万円	100.0	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. および MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. の経営管理・業務サポート
MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.	74.9百万A\$	100.0	石炭関連海外子会社の統括・管理および海外炭鉱への投融資
MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.	116百万A\$	100.0 (100.0)	豪州NSW州リデル炭鉱の共同開発事業
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	34万US\$	100.0 (100.0)	PT Gerbang Daya Mandiri の持株会社
MM Coal Tech株式会社	20百万円	100.0	炭鉱開発・操業技術のコンサルティング

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MMエナジー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギー事業の管理運営
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	炭鉱技術の研修事業
日本ストロー株式会社	310百万円	100.0	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
花菱縫製株式会社	80百万円	100.0	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業
クリーンサアフェイス技術株式会社	50百万円	100.0	液晶パネル・有機EL・電子部品等を中心とした様々な用途のマスクブランクスの製造・販売
株式会社明光商会	100百万円	100.0	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守
三生電子株式会社	50百万円	100.0	水晶デバイス用計測器・生産設備の製造販売、ならびに関連するハードウェア・ソフトウェアの製造販売
株式会社ケイエムテイ	13百万円	93.075	ペットフード類・ペット関連用品の輸入国内販売
株式会社システックキョーワ	50百万円	100.0	住宅および家具向けの金物ならびにプラスチック製品の企画・製造・販売
THAI SYSTECH KYOWA CO.,LTD	50百万バーツ	100.0 (100.0)	住宅および家具向けの金物ならびにプラスチック製品の製造・販売
松島港湾運輸株式会社	20百万円	100.0	揚炭、荷役業務の請負
株式会社大島商事	10百万円	100.0	プロパンガス供給事業
MMライフサポート株式会社	80百万円	100.0	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
港倶楽部オペレーションズ株式会社	10百万円	100.0	三井港倶楽部の管理運営

- (注) 1. 上記を含め、当社の連結子会社は26社となっております。
 2. 出資比率の()は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内数で表示しております。
 3. MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. および MMI Indonesia Investments PTY LTD.は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.の完全子会社であります。
 4. 当社は、2020年2月7日に株式譲渡契約を締結し、同年4月1日付で株式会社ケイエムテイの株式93.075%を取得いたしました。
 5. 当社は、2020年3月6日に株式譲渡契約を締結し、同年4月1日付で三生電子株式会社の株式100%を取得いたしました。
 6. MMIジャパン株式会社は、2020年7月1日に設立いたしました。
 7. 当社は、2021年1月21日に株式譲渡契約を締結し、同年2月1日付で株式会社システックキョーワの株式100%を取得いたしました。なお、同社は、直接および間接的にTHAI SYSTECH KYOWA CO.,LTDの株式100%を保有しております。

③ 持分法適用会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
PT Gerbang Daya Mandiri	149.29 億 ルピア	20.1 (20.1)	インドネシアにおける石炭の生産・販売
Square Resources Holding (No.2) Pty Ltd	11.5 百万 A \$	17.0 (17.0)	天然資源のマーケティング・トレーディング

- (注) 1. 出資比率の()は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内数で表示しております。
 2. Square Resources Holding (No.2) Pty Ltdは、2020年6月1日付で三井松島産業株式会社の出資により持分法適用会社となりました。

④ 特定完全子会社の状況 (2021年3月31日現在)
 該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
申間 新一郎	代表取締役会長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役
吉岡 泰士	代表取締役社長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役 三生電子株式会社 取締役 株式会社ケイエムテイ 取締役 株式会社システックキョーワ 取締役
天野 常雄	取締役	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. Director 三井松島産業株式会社 代表取締役会長 MMIジャパン株式会社 代表取締役社長
檜垣 博紀	取締役	株式会社九電工 常勤顧問 株式会社ベイサイドプレイス博多 代表取締役社長
野元 敏博	取締役等委員 (常勤)	三井松島産業株式会社 監査役 MMIジャパン株式会社 監査役 株式会社ケイエムテイ 監査役 株式会社システックキョーワ 監査役
荒木 隆繁	取締役等委員 (常勤)	株式会社明光商会 監査役 花菱縫製株式会社 監査役
野田部 哲也	取締役等委員	河野・野田部法律事務所 代表弁護士 福岡県弁護士会 常議員

- (注) 1. 檜垣博紀氏、荒木隆繁氏、野田部哲也氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、野元敏博氏、荒木隆繁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）野元敏博氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 小柳慎司氏は、2020年6月19日に任期満了に伴い取締役を退任いたしました。

5. 高田義雄氏は、2020年6月19日に任期満了に伴い、取締役（監査等委員）を退任いたしました。
6. 野元敏博氏は、2020年6月19日に任期満了に伴い取締役を退任し、同日付で取締役（監査等委員）に就任いたしました。
7. 野元敏博氏は、2020年6月11日付で当社連結子会社である三井松島産業株式会社、同年6月30日付で当社連結子会社の株式会社ケイエムテイの監査役に就任いたしました。
8. 荒木隆繁氏は、2020年6月15日付で当社連結子会社であるクリーンサアフェイス技術株式会社の監査役を辞任いたしました。
9. 天野常雄氏は、2020年7月1日付で当社連結子会社であるMITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.のDirectorおよびMMIジャパン株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
10. 吉岡泰士氏は、2021年2月1日付で当社連結子会社である株式会社システックキョーワの取締役に就任いたしました。
11. 野元敏博氏は、2021年2月1日付で当社連結子会社である株式会社システックキョーワの監査役に就任いたしました。
12. 串間新一郎氏は、2021年4月1日付で当社連結子会社である株式会社ケイエムテイの取締役に就任いたしました。
13. 吉岡泰士氏は、2021年4月1日付で当社連結子会社である株式会社明光商会及び株式会社ケイエムテイの取締役に辞任いたしました。
14. 野元敏博氏は、2021年4月1日付で当社連結子会社である株式会社ケイエムテイの監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）全員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。)(うち社外)	165 (5)	100 (4)	49 (一)	15 (0)	6 (1)
取締役(監査等委員)(うち社外)	55 (31)	49 (28)	—	6 (2)	4 (2)

② 業績連動報酬に関する事項

(取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬)

短期のインセンティブ報酬として、業績連動報酬を12分割して毎月支給します。役位および役員ごとの評価結果を踏まえた標準報酬額に「業績連動報酬支給係数」を乗じた額を報酬額としています。「業績連動報酬支給係数」は、当該年度の連結経常利益と連結当期純利益の実績金額を予め定められたマトリクスにあてはめることで0～1.625の範囲内で決定されます。連結経常利益、連結当期純利益ともに1年間の事業の結果として、経営陣の結果責任を問うものとして相応しい指標と考えております。なお、社外取締役に対しては業績連動報酬を支給していません。

当事業年度における業績連動報酬の業績指標の実績は下記のとおりです。

	連結経常利益 (百万円)	連結当期純利益 (百万円)	備考
2020年4月から6月支給分の業績連動報酬にかかる業績指標	5,910	2,240	第163期(2018年度)の業績数値です。
2020年7月から2021年3月支給分の業績連動報酬にかかる業績指標	2,995	2,292	第164期(2019年度)の業績数値です。

(監査等委員である取締役報酬)

監査等委員である取締役に対しては、短期のインセンティブ報酬としての業績連動報酬は支給していません。

③ 非金銭報酬の内容

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員(以下、総じて「取締役等」といいます。)が、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識をより一層高めること、ならびに監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」および「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。)が、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを目的として、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会決議に基づき、2018年8月24日より当社役員等に対する「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

当該制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。当社役員等に取得させる予定の株式として、当社が111百万円を拠出し、株式給付信託口が当社株式を59,200株取得しており、そのうち2,200株を、2020年6月開催の第164回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対し交付しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会において月額17百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において、上記③に記載のとおり株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入し、3事業年度（以下、「対象期間」という。）における拠出金額の上限を102百万円と決議しております。両定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において、上記③に記載のとおり株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入し、対象期間における拠出金額の上限を9百万円と決議しております。両定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法および内容

当社は、「取締役（監査等委員除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（以下、「決定方針」という。）を取締役会にて決議しております。決定方針の内容は下記のとおりです。

<p>1. 基本方針</p> <p>当社の取締役（監査等委員除く）の報酬は、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識を高めるインセンティブとして十分に機能する報酬体系を目指すことを基本方針とする。具体的には代表取締役および取締役執行役員の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、および株式報酬により構成するものとする。一方、代表取締役および取締役執行役員以外の取締役については、その職務に鑑み、基本報酬、および株式報酬を支払うこととする。報酬額の水準については、各職責、当社の業績、および他企業との比較等を踏まえて設定することとする。</p> <p>2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針</p> <p>当社は、取締役としての役位および役員ごとの評価結果を踏まえて金額を決定し、それを12分割して毎月支給する。</p> <p>3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、当該業績連動報酬等の額、および算定方法の決定に関する方針</p> <p>(1) 内容</p> <p>当社は、短期のインセンティブ報酬として、業績連動報酬を支給する。前期の業績に応じて決定し、それを12分割して毎月支給する。</p> <p>(2) 額、および算定方法</p> <p>役位および役員ごとの評価結果を踏まえた標準報酬額に「業績連動報酬支給係数」を乗じた額を報酬額とする。「業績連動報酬支給係数」は、当該年度の連結経常利益と連結当期純利益の実績金額を予め定められたマトリクスにあてはめることで0～1.625の範囲内で決定する。</p>
--

(3) その他

代表取締役および取締役執行役員以外の取締役に対しては業績連動報酬を支給しない。

4. 株式報酬（非金銭報酬）の内容、および当該株式報酬の額（数）、および算定方法の決定に関する方針

(1) 内容

①概要

当社の株式報酬は、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」という）とする。

本制度においては、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という）を通じて取得され、当社取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定および改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとする）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」）を、本信託を通じて給付する。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時とする。

②本制度の目的

取締役（但し、社外取締役を除く。）に対しては、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度に連動する内容とする。これにより、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値増大により一層貢献する意識を高めることを企図する。

また、社外取締役に対しては、当社業績や前述の相対度に連動しない内容とする。これにより、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを企図する。

(2) 額（数）、および算定方法

①当社取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役（但し、社外取締役を除く。）に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役員、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントを付与し、社外取締役に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役員により定まる数のポイントを付与する。

なお、当社役員等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算する（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行う）。

当社株式等の給付に当たり基準となる当社役員等のポイント数は、原則として、退任時まで当該役員等に付与されたポイント数とする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員除く）の個人別の各報酬の割合については、各職責、および他企業の水準等を踏まえ、検討を行い、役員報酬諮問委員会に諮問し、決定するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容については、報酬に関する内規に基づき、取締役会の授權を受けた社長が、各経営陣の職位・職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案し、任意に設置した社外取締役を委員とする役員報酬諮問委員会の答申を受け、決定するものとする。

イ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が任意に設置した社外取締役を委員とする役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けて決定しております。役員報酬諮問委員会では、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会にて代表取締役社長（2020年6月19日までは天野常雄氏、同日以降は吉岡泰士氏）に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。代表取締役社長は、報酬に関する内規に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案のうえ、役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受け決定しております。代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 檜垣博紀氏は、株式会社九電工の常勤顧問および株式会社ベイサイドプレイス博多の代表取締役社長を兼務しておりますが、上記2社と当社との間には資本関係および取引はありません。
- ・ 荒木隆繁氏は、株式会社明光商会および花菱縫製株式会社の監査役を兼務しております。なお、上記2社は当社の連結子会社であります。
- ・ 野田部哲也氏は、河野・野田部法律事務所を経営する弁護士であり、また、福岡県弁護士会常議員の公職についておりますが、これらと当社との間には資本関係および取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	檜 垣 博 紀	就任後開催された取締役会11回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席するなど、企業経営に基づいた知見の提供を行っていただいております。

区 分	氏 名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員）	荒 木 隆 繁	当期開催の取締役会14回全て、また、監査等委員会14回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。 また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席するなど、企業経営に基づいた知見の提供を行うとともに、役員報酬・指名諮問委員会の委員（役員報酬諮問委員会は委員長）として、後継者計画および報酬ガバナンスの強化に貢献いただいております。
社外取締役（監査等委員）	野田部 哲 也	当期開催の取締役会14回全て、また、監査等委員会14回全てに出席し、法曹界での豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。 また、役員報酬・指名諮問委員会の委員として、後継者計画および報酬ガバナンスの強化に貢献いただいております。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中期経営計画における配当性向目標（30%）を目安としますが、最終的には総合的な観点から取締役会において決定いたします。

4. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

（注）事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,777	流 動 負 債	25,492
現金及び預金	23,850	支払手形及び買掛金	6,406
受取手形及び売掛金	7,154	短期借入金	12,406
商品及び製品	3,887	未払法人税等	255
仕掛品	1,665	賞与引当金	498
原材料及び貯蔵品	1,333	資産除去債務	5
その他の	2,968	その	5,919
貸倒引当金	△81		
固 定 資 産	29,840	固 定 負 債	14,838
有形固定資産	13,427	長期借入金	10,156
建物及び構築物	3,175	リース債務	1,033
機械装置及び運搬具	761	繰延税金負債	44
土地	7,699	再評価に係る繰延税金負債	705
リース資産	1,097	役員株式給付引当金	41
その他の	693	退職給付に係る負債	375
無形固定資産	10,979	資産除去債務	1,784
のれん	10,748	その	696
その他の	231	負 債 合 計	40,330
投資その他の資産	5,433	純 資 産 の 部	
投資有価証券	3,335	株 主 資 本	30,478
長期貸付金	803	資 本 金	8,571
繰延税金資産	1,164	資 本 剰 余 金	6,220
その他の	1,091	利 益 剰 余 金	15,793
貸倒引当金	△960	自 己 株 式	△107
		その他の包括利益累計額	△268
		その他有価証券評価差額金	359
		繰延ヘッジ損益	12
		土地再評価差額金	1,171
		為替換算調整勘定	△1,811
		非支配株主持分	77
		純 資 産 合 計	30,287
資 産 合 計	70,618	負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,618

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		57,378
売上	原価		47,398
売上	総利益		9,980
販売費	一般管理費		8,033
営業	利益		1,946
営業	外収		
受取	利息	121	
受取	配当	39	
受取	差益	561	
受取	投資利益	181	
受取	補助金	319	
受取	その他	157	1,379
営業	外費		
支取	利息	177	
支取	運用損	38	
支取	その他	90	306
経常	利益		3,020
経常	特別利益		
固定	資産	0	
負債	のれん	333	
負債	の	0	335
特別	別損		
固定	資産	0	
減価	除却	35	
減価	損	3,921	
減価	業編	692	
減価	費	286	
減価	連損	321	
減価	その他	66	5,323
税金	等調整前当期純損失		1,967
法人	税、住民税及び事業	651	
法人	税等調整額	400	1,052
当期	純損		3,020
非支配	株主に帰属する当期純利益		15
親会社	株主に帰属する当期純損失		3,035

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,234	流動負債	8,753
現金及び預金	2,492	短期借入金	6,576
前払費用	17	1年内返済予定長期借入金	1,960
その他の	724	未払金	63
		未払費用	55
		未払法人税等	15
		賞与引当金	41
		その他の	41
固定資産	40,764	固定負債	10,880
有形固定資産	6,787	長期借入金	9,638
建物	1,796	再評価に係る繰延税金負債	705
構築物	54	役員株式給付引当金	41
工具器具備品	65	退職給付引当金	68
土地	4,865	その他の	426
その他の	6		
無形固定資産	18	負債合計	19,634
ソフトウェア	16	純資産の部	
その他の	1	株主資本	22,942
投資その他の資産	33,958	資本金	8,571
投資有価証券	1,765	資本剰余金	6,219
関係会社株式	30,856	資本準備金	6,219
関係会社長期貸付金	862	利益剰余金	8,258
繰延税金資産	399	利益準備金	460
その他の	74	その他利益剰余金	7,797
貸倒引当金	△1	別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	6,797
		自己株式	△107
		評価・換算差額等	1,421
		その他有価証券評価差額金	250
		土地再評価差額金	1,171
資産合計	43,998	純資産合計	24,364
		負債・純資産合計	43,998

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,493
子会社受取配当金		2,679
経営指導料		469
不動産管理収入		345
営 業 費 用		1,523
営 業 利 益		1,970
営 業 外 収 益		
為替差益	427	
その他	115	543
営 業 外 費 用		
支払利息	116	
コミットメントファイ	26	
投資事業組合運用	38	
その他	23	203
経 常 利 益		2,309
特 別 損 失		
減損損失	68	
関係会社株式評価	1,352	
その他	56	1,477
税 引 前 当 期 純 利 益		832
法人税、住民税及び事業税	△166	
法人税等調整額	28	△137
当 期 純 利 益		969

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

三井松島ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 知 範 ⑧

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭 博 ⑧

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

三井松島ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上田 知 範 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城戸 昭 博 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第165期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第165期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

三井松島ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野 元 敏 博 ㊞

常勤監査等委員 荒 木 隆 繁 ㊞

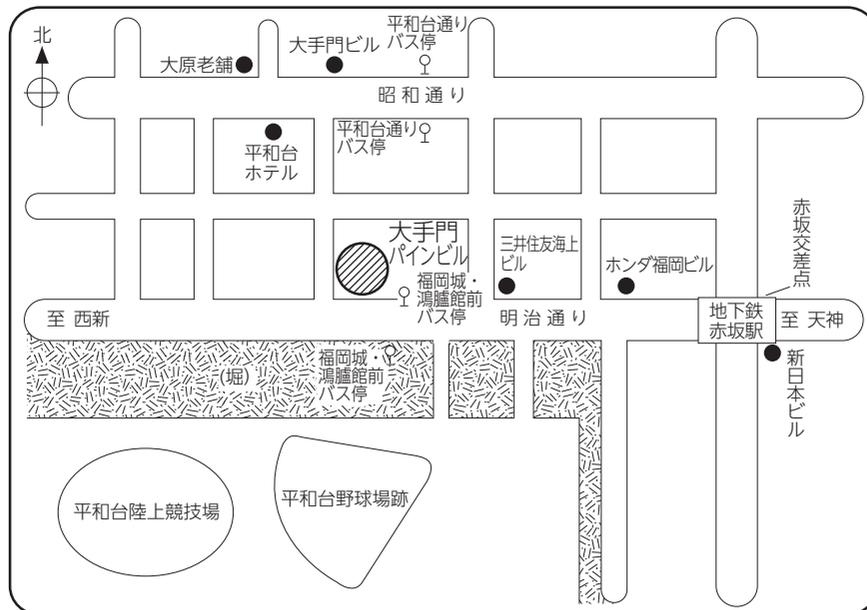
監 査 等 委 員 野 田 部 哲 也 ㊞

(注) 監査等委員荒木隆繁及び野田部哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市中央区大手門一丁目1番12号
大手門パインビル 2階 会議室



【交通】

- 西鉄バス 福岡城・鴻臚館前下車 徒歩1分
平和台通り下車 徒歩1分
- 地下鉄 赤坂駅下車 徒歩5分

【お願い】

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

